居宅介護支援重要事項説明書

（令和８年 11 月 20 日現在）

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　080-5112-6256　（午前９：00～午後６：00）

担当　介護支援専門員・主任介護支援専門員（担当者名　岸本眞理子）

担当者が以下の内容について説明させていただきます。

＊ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

（１）事業所名等

事業所名	岸本ケアプランセンター
所在地	〒525-0028　滋賀県草津市上笠４丁目１２－９
介護保険指定番号	2570601795
通常の事業の実施地域	草津市

＊　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業所の職員体制

	資格	兼務	専従	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	１名		職員管理、事業所管理	１名
	主任介護支援専門員 介護福祉士	１名		相談業務、地域支援 給付管理業務	１名
	主任介護支援専門員 （非常勤）精神保健福祉士、介護福祉士		１名	相談業務、地域支援 給付管理業務	１名
	事務職員（非常勤） 看護師		１名	給付管理業務、必要な事務	１名
	事務職員（非常勤） IT 技術者		１名	システム管理、ホームページ運営等	１名

（３）営業時間、営業日

営業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
営業日	祝日を含む月曜日から土曜日(12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く)

管理者及び担当者が携帯電話等により連絡を取ることができる連絡体制を確保し、かつ必要に応じて本人等の相談に対応する体制を確保しています。(携帯番号は 080－5112－6256)

当事業所では、業務の効率化および働き方改革のため、管理者および介護支援専門員が在宅勤務（テレワーク）を行う場合があります。テレワ

ーク実施中であっても、事業所への電話連絡や緊急時の対応については、通常通り支障なく対応できる体制を整えています。

当事業所の従業者が在宅勤務（テレワーク）により業務を行う場合においても、利用者およびその家族に関する個人情報が外部に漏洩することのないよう、適切なセキュリティ対策および環境整備を講じた上で業務を行います。

3. 居宅介護支援事業の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

電話又は来所にて居宅介護支援の希望を受けて、後日訪問又は面接をします。　介護認定が必要な場合は申請代行を行い、利用者および家族の希望に沿って居宅サービス計画を作成します。利用者及び家族の同意を得た上でサービス提供事業者への連絡調整を行います。介護保険サービスを利用する場合は、サービス担当者会議を利用者・家族・各サービス提供者と行い、サービスが開始されます。

４．利用料金等

（１）利用料

要介護認定を受けられた方は、全額給付されますので自己負担はありません。

＊　介護保険料の滞納等により、10 割給付ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて、下記の金額を頂き、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を各市町村の窓口に提出しますと、全額の払い戻しを受けることができます。

	取扱い件数	要介護１・２	要介護３・４・５
指定居宅介護支援費（Ⅰ）	４５件未満	11,620 円	15,097 円
指定居宅介護支援費（Ⅱ）	６０件未満	5,820 円	7,532 円

＊　加算・減算（１ヶ月分）

初回加算	3,210 円	新規利用または要介護度２段階以上変更の場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,140 円 (Ⅱ)1,070 円	病院または診療所に入院時、当該病院等の職員に対し、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合.(Ⅰ)訪問　(Ⅱ)訪問以外の方法
退院・退所加算	(Ⅰ)ｲ 4,815 円 (Ⅰ)ﾛ 6,420 円 (Ⅱ)ｲ 6,420 円 (Ⅱ)ﾛ 8,025 円 (Ⅲ)9,630 円	病院・施設から退院・退所時、病院等の職員と面談し、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他連携を行った場合、入院等期間中３回まで可能。＊初回加算を算定する場合はなし。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円	病院または診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。一月に２回限定。

（２）交通費

前記２の（１）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。(通常の事業の実施地域を超えた地点より２０km未満を無料とし２0km を超えると一律往復 600 円を請求させて頂きます)

（３）複写料

指定居宅介護支援の提供に関する記録の複写物の交付かかる費用については無料です。

（４）解約料

居宅介護支援の契約の終了については、利用者、事業者とも文書にて解約の意思を通知することで、解約することができます。解約にかかる費用は無料です。

5. 居宅介護支援サービス提供にあたって

(1) 介護支援専門員は、本人に対して、ケアプランに位置付けるサービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

(2) 本人は介護支援専門員に対して下記の説明を求めることが出来ます。

①ケアプランに位置付けるサービス提供事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

②当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(3) 本人から上記(2)の説明を求められた場合は、介護支援専門員は利用者や家族に対し理解しやすいように説明を行います。

(4) 本人および家族は、本人が医療機関に入院した場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を入院医療機関に伝えていただくようお願いします。

6. 当事業所の居宅介護支援の事業の目的と運営方針と提供方法等

（１）事業の目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の

種類及び内容等について、居宅サービス計画を作成します。また居宅サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とします。

（２）運営方針

本人が要介護状態になった場合においても居宅において可能な限り、有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう支援します。本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。

（３）提供方法

事業所は本人の委託を受けて、介護保険法の趣旨に従って本人の居宅を訪問し、本人および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。課題分析等は、居宅サービス計画ガイドラインに則りおこないます。

居宅サービス計画原案の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス提供事業者とサービス担当者会議を実施して連絡調整をします。

居宅サービス計画の原案にある指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料について本院及び家族に説明します。

居宅サービス計画作成後、担当の介護支援専門員は、本人およびその家族と毎月連絡を取り、訪問して経過の把握に努めます。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。本人の状態について定期的に再評価を行い、状態変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援や、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

（４）介護支援専門員

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を本人のサービスの担当者として任命します。その選定または交代を行った場合は、本人にその氏名を通知します。介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

（５）介護支援専門員への研修は、年２回以上実施しています。

7. 秘密保持

（１）事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た本人およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業者は、本人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、本人の個人情報を用いません。

（３）事業者は、本人の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応

（１）本人に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、本人の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（２）本人に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

（３）　利用者・家族側のハラスメント行為に起因して発生した事故については、事業所は責任を負いかねる場合があります

9. サービス内容に関する苦情

（１）当事業所お客様相談・苦情担当

担　当　岸本　眞理子　電 話　077-516-8860

FAX　077-516-8861

（２）その他

当事業所以外に、市町村・国保連に苦情を伝えることができます。

草津市介護保険課：077-561-2369

滋賀県国民健康保険団体連合会：077-510-6605

10. 人権擁護・虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保しなければなりません。高齢者虐待防止の推進を具体的に図る為、虐待の発生・再発の防止のための委員会の開催や指針の整備、研修を実施するものとします。

（１)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用にて行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、

その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４）前３号に揚げる措置を適切に実施するための担当者の設置

当事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したした場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11．認知症に係る取組

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と本人の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

12.業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

３、事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

13．感染症対策の強化

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる措置を講じるものとします。

１，事業所における感染症の予防及びまん延防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

２、 事業所における感染症の予防及びまん延防止ための指針を整備します。

14．非常災害発生時の対応

当事業所は、非常災害発生の際にその事業を継続することができる

よう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければなりません。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築するため、事業継続計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施するもとします。

15. 身体拘束

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行ないません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとします。

16. 利用者又はその家族等によるハラスメント行為への対応及び免責

1. 利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）は、当事業所の従業者に対し、以下の各号に掲げるハラスメント行為（身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）を行ってはならないものとします。
   (1) 暴力、脅迫、威嚇、暴言、又は不当な差別的言動
   (2) 従業者の身体に不必要に接触する行為、わいせつな言動、又は性的な嫌がらせ
   (3) 社会通念上相当な範囲を超える執拗な要求、長時間の拘束、又は理不尽な謝罪の要求
   (4) その他、従業者の心身の安全を脅かし、又は業務の正常な遂行を著しく妨げる一切の行為
2. 当事業所は、利用者等に前項各号のいずれかに該当する行為（以下「ハラスメント行為」という。）があったと判断した場合、直ちにサービスの提供を一時停止し、又は必要に応じて本契約を解除することができるものとします。
3. 前項の規定に基づき、当事業所がサービスの停止又は契約解除の措置をとったことにより、利用者等に損害（適切なケアマネジメントの遅延、代替サービスの未確保等を含むがこれらに限られない）が生じた場合であっても、当事業所はその賠償の責任を原則負わないものとします。 ただし、当事業所に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
4. 利用者等のハラスメント行為により、当事業所又は従業者に損害（精神的苦痛による休職・退職に伴う損害、事業所の名

誉毀損等を含む）が生じた場合、当事業所は利用者等に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

17．暴力団排除

（１）当事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は暴力団員ではありません。

（２）当事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

18．当事業者の概要

名称	岸本ケアプランセンター
代表者役職・氏名	管理者　岸本眞理子
事業所所在地	〒525-0028　草津市上笠４丁目１２－９
電話番号	TEL　077-516-8860　　FAX　077-516-8861
事業所	居宅介護支援事業所